県西部地域で口蹄疫の立入調査が開始されました

下関農林事務所畜産部
平成22年4月23日

口蹄疫は牛や豚などの偶蹄類動物に感染する家畜伝染病で、感染原因の口蹄疫ウイルスが空気感染や接触感染することにより発症する病気です。

感染動物は発熱や口腔内・蹄及び鼻鏡周囲に水疱(みずぶくれ）や潰瘍が形成され多量の泡沫性の流涎（よだれ）等が見られる病気で、海外悪性伝染病にも指定されています。

本病は現在、アフリカや東南アジア（中国・韓国含）等において多発しており、我が国では平成12年（宮崎県・北海道）に発生が見られています。

平成22年 4月20日に宮崎県において再び口蹄疫の疑似患畜が発見され現在、感染が拡大しています。

そこで、管内では本病の侵入防止と早期発見のため翌21日から家畜飼養農場へ電話での聞き取り調査や立入調査を開始し、 4月22日現在、異常牛は確認されていません。

立入調査・指導状況